

添付法令資料 4 :

債券及びスクークの証券仲介人に関する 2019 年 2 月 19 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.9/POJK.04/2019 (目次)
同月 21 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	債券及びスクークの証券仲介人事業の業務範囲 (第 2 条ないし第 7 条)
第 3 章	要件 (第 8 条ないし第 10 条)
第 4 章	債券及びスクークの証券仲介人の登録 (第 11 条ないし第 16 条)
第 5 章	債券及びスクークの証券仲介人の義務及び禁止
第 1 節	債券及びスクークの証券仲介人の義務 (第 17 条)
第 2 節	債券及びスクークの証券仲介人の禁止 (第 18 条)
第 6 章	報告 (第 19 条ないし第 23 条)
第 7 章	登録証の取消し又は失効 (第 24 条)
第 8 章	経過規定 (第 25 条)
第 9 章	制裁規定 (第 26 条ないし第 28 条)
第 10 章	終則 (第 29 条)